

農地法第3条（所有権移転）許可申請書に添付する必要書類の連絡

1. 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）→ 法務局（名瀬）で交付 ※原本を添付
2. 申請地の公図（字図）→ 法務局（名瀬）もしくは役場税務課で交付 ※原本を添付
3. 申請人（譲渡人、譲受人）の住民票謄本（世帯員も含む） ※原本を添付
※ 譲渡人の現在の住所が登記簿謄本の住所と違う場合は、戸籍附票等が必要となりますので、農業委員会事務局担当まで問い合わせのうえ、必要書類を添付してください。
4. 委任状（申請人以外（行政書士等）が書類を作成・提出する場合）

- ・ 許可申請の受付締切は、毎月末日（ただし、末日が土日祝日及び閉庁日の場合は、その前日の開庁日）※手直し等を考慮して早めの申請をお願いします。
- ・ 提出部数は、申請書を含め各1部です。
- ・ 申請受付から許可書交付まで、1か月～2か月の期間を要します。

（流れ）申請人が許可申請 → 農業委員会が受付・現地調査 → 毎月20日前後に開催される総会で
審議・許可の可否を決定 → 農業委員会が申請人へ許可書を交付